

みやこ町地域公共交通計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領（追加分）

第１１章 共同企業体（ＪＶ）による参加

２１．共同企業体による参加

本プロポーザルは、共同企業体（以下「ＪＶ」という。）による参加を認めるものとする。

ＪＶは、本業務を共同して履行することを目的として自主的に結成された共同企業体であり、代表構成員及び構成員により構成されるものとする。

２２．ＪＶの構成

ＪＶの構成員数は、２者以上３者以内とする。

構成員は、本プロポーザルにおいて他のＪＶの構成員となり、又は単独事業者として重複して参加することはできない。

２３．代表構成員

代表構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- （１） 本業務全体を統括し、発注者との連絡調整を行うこと。
- （２） 契約締結、各種届出、成果品の提出、委託料の請求及び受領その他契約に関する一切の事務を行うこと。

２４．構成員の資格

ＪＶのすべての構成員は、本プロポーザルに定める参加資格を満たさなければならない。

ただし、過去１０年間の履行実績については、構成企業のいずれかが実績を有していれば可とする。

２５．提出書類

ＪＶで参加する場合は、通常の提出書類に加え、次の書類を提出すること。

- （１） 共同企業体協定書（写し）
- （２） ＪＶ構成員一覧
- （３） 代表構成員への委任状

また、申込書の提出についても、下のとおり提出すること。

参加申込書：企業共同体名で提出すること。

会社概要書、業務実績書：構成する企業ごとに提出すること。

業務実施体制表：企業共同体でまとめて作成し提出すること。

財務諸表：構成する企業ごとに提出すること。

２６．契約

優先交渉権者となったＪＶとは、ＪＶを契約の相手方として契約を締結する。

契約に関する通知、協議、届出、成果品の提出、検査の立会い、委託料の請求及び受領は、代表構成員が行うものとする。

J Vの各構成員は、本契約の履行について連帯して責任を負うものとする。

27. 再委託

J V構成員が担当する業務は、再委託には該当しない。

J V構成員以外の第三者へ業務を委託する場合は、あらかじめ町の承認を受けなければならない。

28. 構成員の変更

契約締結後のJ V構成員の変更は、死亡、会社の解散その他町が特にやむを得ないと認める場合を除き、認めない。

29. 失格事項

J Vが次の各号のいずれかに該当するときは失格とする。

- (1) 構成員が重複して参加したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) J V協定書又は業務分担表の内容が本要領に適合しないと認められるとき。
- (4) その他本要領に違反したとき。